

懲 罰 規 程

株式会社 八萬屋

第1条（懲戒）

懲戒処分事由が発覚した場合、以下の対応をとることがある。

1. 当該行為者が特定されており、出社させることにより職場秩序の維持が困難となるおそれ、または証拠隠滅の懸念があると会社が判断した場合には、処分決定までの間、出勤を認めないことがある。この場合は、原則として給与は支払わない。
2. 事実関係や関係者の調査が必要な場合において、業務命令として一時的に自宅待機を命じることがある。この場合は、勤務したものとみなし、賃金を支給する。
3. なお、処分として出勤停止が発令された場合には、その効力を遡って第1項または第2項に基づく出勤停止（自宅待機）開始日から適用することがある。

第2条（懲戒の事由）

各懲戒の事由は下記のとおりである。

1. 訓戒
 - 1) 無断欠勤、正当な理由なき遅刻等の勤怠不良と認められるとき
 - 2) 職場の風紀、秩序、規律を乱したとき
 - 3) 就業規則第29条の服務心得に違反したとき
2. 譴責
 - 1) 前号に対する管理者の注意をきかないとき
3. 減給および出勤停止
 - 1) 前号にあたる処分を再度にわたり受けたとき
 - 2) 情状重大のとき
 - 3) 就業規則等の社内規程に違反し、注意をきかないとき
 - 4) 故意または過失により業務上の重大な不利益を与えたとき、または設備や器物の損傷亡失したとき、または火災やその他重大な事故が発生したとき
 - 5) その他、各号に準じるような行為があったとき
4. 論旨退職および懲戒解雇
 - 1) 前条の処分を再度にわたり受けたとき、または会社が必要と判断した場合。
 - 2) 懲戒処分に対して改悛の情なしと認められたとき
 - 3) 経歴を偽り、その詐術を用いて雇入れられたとき
 - 4) 正当な理由なく無断欠勤が続き、業務に支障をきたしたとき。または、無断欠勤を繰り返して再三の注意にもかかわらず改めないとき。なお、行方不明となり連絡が取れない場合は、就業規則第13条（退職）に基づき、退職手続きを適用する。
 - 5) 社命もしくは会社の許可を受けずに、他の会社の役員または社員となり、または営利を目的とする業務に従事したとき
 - 6) 会社の経営上または業務上の重大な秘密事項等を社外に漏らしたとき、または漏らそうとしたとき
 - 7) 会社の金品を詐取流用、または虚偽の伝票、書類を作成、発行して自己の利益をはかり、会社に損害を与えたとき
 - 8) 故意または重大なる過失によって会社の設備、器物その他の財産を破損または紛失し、会社に甚大な損害を与えたとき
 - 9) 上司の指示命令を侮辱してこれに反対し職場の秩序を乱し、会社に甚大な損害を与え

たとき

- 10) 上司に暴行脅迫を加え、または社員として著しく常軌を逸する粗暴な行為があったとき。
- 11) 破廉恥背信な不正不義の行為をなし、社員としての対面を汚し会社の名誉および信用を傷つけたとき
- 12) 殺人、傷害、暴行、脅迫、強盗、窃盗、横領その他の刑事罪を犯したとき
- 13) 会社の経営権を犯し、もしくは経営基盤をおびやかす行動、画策をなしまたは経営方針に反する行動、画策により正常な運営を阻害もしくは阻害させようとしたとき
- 14) 会社の経営に関して故意に真相をゆがめ、または事実を捏造して宣伝流布する等の行為により、会社の名誉、信用を傷つけたとき
- 15) SNSを利用して会社の誹謗中傷を行い、その内容が会社の信用を著しく損なうものであったとき。
- 16) 情報セキュリティ(規程)に対する重大な(規程)違反により、会社の信用を失うような事態を招いたとき
- 17) その他前各号に準じる程度の社員としての相応しくない行為があったとき
本規程に基づく懲戒処分を繰り返し受けたにもかかわらず、行為が改善されない場合には、累積の処分を考慮し、より厳格な処分を適用することがある。

第3条（退職、解雇時の処理）

退職する者または解雇される者（以下、退職者等という）は、退職または解雇の日までに下記各号の全てを完了させなければならない。

1. 後任者に業務処理方法の引継ぎを万全に行うこと
2. 健康保険証、ICカードその他、会社から貸与された物、または会社の所属品を返還すること
3. 会社に対する債務がある場合にはそれを返済すること
4. 会社が借り上げた住宅等、会社の関連施設に居住している場合には退去すること

第4条（退職、解雇後の義務）

本規程における退職後の義務については、就業規則第19条（退職、解雇後の義務）を準用する。

付則

第1条（施行日）

この規程は2025年6月10日より施行する。